

リムふくやまリノベーション再生事業評価協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 リムふくやまリノベーション再生事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、本事業の評価及び本事業の効果をより高めるための方策等について議論するため、リムふくやまリノベーション再生事業評価協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を議論する。

- (1) 本事業の評価に関すること。
- (2) 本事業の効果をより高めるための方策等に関すること。
- (3) その他前2号に関連する事項に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) まちづくりに関する専門家
- (2) 官民連携事業に関する専門家
- (3) 経済団体
- (4) 経営コンサルタント
- (5) 市

(座長)

第4条 協議会に座長を置くものとし、構成員のうちから市長が指名する。

- 2 座長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、市長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(協議会)

第5条 協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会は、非公開とする。
- 4 市長は、必要に応じて協議会に参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

(構成員等の責務)

第6条 構成員及び協議会に出席した者は、協議会において知り得た情報を他に漏らして

はならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、建設局福山駅周辺再生推進部福山駅周辺再生推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2022年（令和4年）5月26日から施行する。